

沖縄県東村 地域おこし協力隊【委託型】募集要項

1. 目的

第5次東村総合計画の目標のひとつ「東村ブランド力の向上による産業の育成」の実現に向け、地域おこし協力隊を東村に招き、地域の活性化を図る。

2. 活動内容、募集人員

地域おこし協力隊の活動は、東村地域おこし協力隊設置要綱（令和2年9月7日訓令第12号）に定める活動を基本とし、主に次の活動に従事するものとします。

No.	活動内容等	募集人数
1	地域プロモーション業務 ・東村の交流人口・関係人口拡大に向けた SNS 情報発信を中心としたプロモーション業務に従事 ・関連事業者と連携し、交流人口拡大に繋がるイベント等を実施 ・東村役場と連携した交流人口・関係人口拡大に向けた広報業務支援に従事	1名

※ 採用予定日：令和8年1月以降。但し、令和7年度補正予算の確保後とします。

3. 募集条件

(1) 申込み時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を村内へ移し、委嘱の日以降、速やかに住民票を東村へ移動できる方

※地域おこし協力隊の地域要件については以下 URL の関係資料を確認下さい。

<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/documents/index.html>

(2) 申込み時点で満20歳以上の方（性別は問いません）

(3) 地域住民や役場、関係各所と積極的にコミュニケーションを図り、地域コミュニティ（地域行事、草刈り、ゴミ拾い等）活動に意欲的に参加できる方

(4) 普通自動車運転免許をお持ちの方

(5) 心身が健康で、かつ、隊員としての意欲と情熱を持って活動できる方

(6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4. 委嘱の形態および雇用の有無

「東村地域おこし協力隊」として東村長が委嘱し、村と業務委託契約を締結します。東村との雇用関係はありません。

5. 委託期間

委嘱の日から当該委嘱の属する年度の3月31日まで

※活動状況や実績を勘案して最長3年まで更新することができます。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

6. 勤務条件等

(1) 委託料の額

委託料の額は、基本的に隊員1人当たり320万円を上限とします。なお、年間の委託料を12で除した金額を1か月ごとに支払います。

(2) 勤務時間・休暇等

業務委託のため、村から示された事業を推進できるように、ご自身で管理していただきます。

(3) 待遇・福利厚生

- ・業務委託のため、国民健康保険及び国民年金については隊員各自で加入する必要があります。
- ・住居については、村が用意します。(光熱水費は個人負担となります)

(3) 活動に要する経費の負担

村の予算の範囲内の額で、委託料とは別に下記の経費を支出します。なお、活動計画及び活動実績報告を毎月村に提出していただきます。

- ①住居、活動用車両の借上費
- ②活動用車両の燃料費
- ③作業用道具、消耗品等の購入費
- ④活動に資する研修に要する経費
- ⑤その他活動に要する経費

(4) 隊員の個人負担経費

- ①引っ越しに必要な経費
- ②光熱水費
- ③活動期間中の生活に必要な消耗品等

(5) 副業の取り扱い

村との雇用関係はないため、委託業務以外に収入を得ることは妨げません。ただし、委託業務遂行の支障とならない範囲での行動をお願いします。

7. 申込手続

(1) 受付期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月11日(木)

(2) 提出書類

- ・東村地域おこし協力隊応募用紙(様式1)
- ・身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ・住民票抄本(本籍・個人番号省略)

(3) 提出・問い合わせ先

〒905-1292 沖縄県国頭郡東村字平良804番地 東村役場 企画観光課(担当:金城 尚)

TEL: 0980-43-2265 Mail: nao.k@vill.okinawa-higashi.lg.jp

8. 選考方法

(1) 1次選考(書類選考)

応募をもとに書類選考します。1次選考の可否結果は応募者全員に通知します。

(2) 2次選考(オンライン面接)

1次選考合格者を対象に、オンライン面接の2次選考を実施します。日程等の詳細については、1次選考結果の通知の際に合格者の方に通知します。

(3) 最終(2次)選考結果

最終選考結果は対象者に通知します。ただし、選考経過についての問い合わせには応じません。

※提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。また選考結果に関わらず、応募書類等は返却しませんのでご了承ください。